

■総合支所に「なんでも相談窓口」を開設しました



4月1日から各総合支所の市民生活課に「なんでも相談窓口」を設置しました。

なんでも相談窓口では、市の行政に関する事など、総合支所に来庁された方の来庁目的が円滑に達成されるよう、市民の皆様

に寄り添って対応します。市政に関してお困りごとなどありましたら、ぜひご利用ください。

問合せ 総務課 ☎(21) 2342

■障がい者差別解消や手話の普及促進をはかります

市では、障がいを理由とする差別の解消に向けて主体的に取り組み、市民一人ひとりが障がいの有無によって分け隔てられることなく暮らしていくことができる「共生社会」の実現を目的とした「**栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例**」(4月1日施行〔第18条から第21条は同年10月1日施行〕)及び「**栃木市手話言語条例**」(4月1日施行)を制定しました。制定にあたっては、当事者団体や社会福祉施策推進委員会、パブリックコメントなどで意見を募り、条例の内容に反映しました。



共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例の主なポイント

(1) 不当な差別的取扱いの禁止 何人も、障がい者の生命、身体、安全確保のためにやむを得ない場合、その他正当な理由がある場合を除いて、障がい者の生活にかかわる次の分野について、禁止される具体的な行為を示しています。
①福祉、②医療、③教育、④建物・公共交通、⑤住宅、⑥商品販売・サービス提供、⑦労働、⑧情報の提供・コミュニケーション

(2) 社会的障壁の除去のための合理的配慮 市は、合理的配慮の提供について、障がい者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合、その実施に伴う負担が過重でないときは、障がい者の権利利益を侵害することがないように、合理的配慮をしなければならないものとし、市民は、合理的配慮をするよう努めるものとします。また、市は、市民が合理的配慮を行うときは、支援に努めます

(3) 相談体制 市は、障がいを理由とする差別に関する相談(不利益取扱い、合理的配慮の不提供等)があったときは、助言や情報提供、関係者相互間の調整、行政機関への通知、通報等必要な措置を講じます。

(4) 差別解消のための措置 第三者的な立場で、当事者とともに問題を解決するため、「**栃木市障がい者差別解消推進委員会**」を設置します。

不当な差別的取扱いを受け、相談により解決されないときは、この「**栃木市障がい者差別解消推進委員会**」に対し、解決のためあつせんを求めることができます。また、不当な差別的取扱いをしたと認められる事業者が、正当な理由なくあつせん案を受諾しない場合などにおける市長の勧告及び公表について定めています。



栃木市手話言語条例の主なポイント

(1) 基本理念 手話に対する理解の促進や普及についての基本理念を定めています。

(2) 施策の実施 手話通訳者の設置等の施策の実施について定めています。

※障がいの特性に応じた情報・コミュニケーション手段のうち、手話は「独自の言語であり、日本語のような音声言語とは異なる言語である」との考えにより、他のコミュニケーション手段とは別に本条例を設けました。施策の推進にあたっては、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例と一体的に進めていきます。

問合せ 障がい福祉課 ☎(21) 2203

■国民健康保険税の税率等が変わります

市国民健康保険運営協議会の審議と市議会の承認により、2019年度からの保険税率等を次のとおり改定します。国保財政の健全化を図り、安心して医療を受けられるようにするため、ご理解、ご協力をお願いします。

改正点

「国民健康保険税の税率等と課税限度額」を下表のとおり改定します。医療分の課税限度額は、負担能力に応じた課税を図るため、地方税法施行令で定める58万円に引き上げます。なお、資産割については、資産の保有と負担能力が一致しない等の問題があるため、廃止します。今回の改定では、一部の世帯では課税額が引上げになりますが、国保全体では一世帯当たり約7,400円の引き下げとなります。

改定前(平成30年度)

区分	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	8.2%	5.0%	30,000円	26,000円	540,000円
後期分	3.0%	1.5%	11,500円	9,000円	190,000円
介護分	2.6%	1.5%	12,000円	9,000円	160,000円
合計	13.8%	8.0%	53,500円	44,000円	890,000円

改定後(2019年度)

区分	所得割	資産割	均等割	平等割	課税限度額
医療分	8.2%	(廃止)	32,300円	23,800円	580,000円
後期分	2.6%		10,200円	7,500円	190,000円
介護分	2.4%		12,900円	6,000円	160,000円
合計	13.2%		55,400円	37,300円	930,000円

モデルケース



① 世帯主 45歳 前年総所得 233万円(給与収入約358万円)、妻 42歳 前年総所得 0円、子 16歳、子 12歳、固定資産税額 10万円の場合

平成30年度	2019年度	比較
471,200	450,400	△20,800円

② 世帯主 67歳 前年総所得 133万円(年金収入 253万円) 妻 65歳 前年総所得 0円(年金収入 60万円)

固定資産税額 10万円の場合

平成30年度	2019年度	比較
212,900円	201,000円	△11,900円



(参考) 平成30年度から、毎年3,400億円の公費が投入され財政基盤の強化が図られるとともに、県が財政運営の責任主体となる新たな国保制度がスタートしました。市は県に納付金を支払い、県は市に医療費の支払いに必要な額を交付します。これに伴い、納付金の額を基に県が算定した標準保険料率を参考に、市は保険税率等を決定することになりました。

問合せ 保険医療課 ☎(21)2131 市民税課 ☎(21)2263

■平成31(2019)年度後期高齢者医療保険料・均等割軽減の見直し

軽減特例措置の見直し

所得の低い方や元被扶養者の方(後期高齢者医療制度に加入する日の前日に被用者保険の被扶養者であった方)への軽減特例措置は、負担公平等の観点から段階的に見直されています。ご理解とご協力をお願いします。

所得の低い方(年間33万円以下の方)への均等割額軽減特例措置

本来7割軽減のところ、これまで特例措置として、所得金額に応じて9割または8.5割軽減となっていました。そのうち、9割軽減に該当する方(世帯の被保険者全員が年金収入のみで80万円以下)は、基本的に介護保険料軽減の拡充や年金生活者支援給付金の支給の対象(※)となることから、平成31(2019)年度は軽減割合が8割に見直されます。

軽減割合 9割軽減 → **8割軽減**
8.5割軽減 → **8.5割軽減**(据え置き)

(※被保険者本人や同一世帯の方で、市町村民税が課税されている方がいる場合は対象となりません。)

元被扶養者の方への均等割額軽減特例措置

平成30年度は特例措置として、制度の加入期間にかかわらず、均等割額が5割軽減されていましたが、平成31(2019)年度以降は、5割軽減の期間が制度加入後2年間のみとなります。

軽減判定所得基準が拡充されます

均等割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得(被保険者全員と世帯主の所得)の基準額が拡充され、これまでよりも軽減の対象が広がります。

5割軽減 33万円 + 被保険者数 × **28万円**(27万5千円から拡充)
2割軽減 33万円 + 被保険者数 × **51万円**(50万円から拡充)

問合せ 栃木県後期高齢者医療広域連合 ☎028-627-6805(代表)
市民税課 ☎0282-21-2263・2264

※年金生活者支援給付金については日本年金機構

「ねんきんダイヤル」 ☎0570-05-1165